

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学外 52名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之外 36名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太外 15名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

準備書面(9)

平成21年5月26日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人

河合 由紀男



同

高橋



同

山田 幸男



同

畝目 晴彦



同

志賀 毅



1 原告らの求釈明について

- (1) 区画街路10号線計画における平面的な下北沢駅駅舎の範囲については、東京都に確認のうえ策定したものであると参加行政庁世田谷区の平成21年3月13日付け準備書面(8)第4で述べたところであるが、上記確認した時期は、駅前広場構想案作成調査(世田谷代田・下北沢・東北沢)が行われた平成12年4月から11月までの間、東北沢駅・下北沢駅・世田谷代田の駅前広場整備構想(丁第10号証)や都市計画素案が作成された平成13年2月から平成13年3月までの間などの時期である。
- (2) そして、上記の確認が行われたことについては、駅前広場構想案作成調査報告書(世田谷代田・下北沢・東北沢)(丁第8号証)135頁及び136頁の図面が、ほぼ同時期に東京都において作成されていた連続立体交差事業報告書(甲第70号証)5-19頁及び5-20頁の図面と一致していることや、世田谷区及び東京都の連名で作成された都市計画素案のパンフレット(丁第11号証)の図面などから明らかである。
- (3) 上記以外の事項については、当時の記録が残されていないため、不明である。